

業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度サンポート高松地区プロムナード空間活用調査業務（交通対策）

2 業務内容

サンポート高松プロムナード空間の車両通行止め時における、プロムナード空間への車両規制、緊急車両の誘導、緊急時における関係者への通報連絡と現場措置、警備報告書の作成を行うものである。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年9月30日

4 警備員の資格及び業務実施に伴う費用負担等

- (1) 警備員の服装は、公安委員会届出の制服・制帽着装とする。
- (2) 交通誘導業務に従事させる警備員は、下記の「交通誘導警備員の配置基準」に基づき、所定の交通誘導警備員を適切に配置しなければならない。
なお、受注者は、事前に、交通誘導警備員の資格等を証する資料を監督員等に提出し、確認を受けなければならない。

【交通誘導警備員の配置基準】

(交通誘導警備員の資格等区分)

- ① 交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
- ② 警備指導教育責任者資格証取得者
- ③ 交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員（注1）

(業務の区分)

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員、二級検定合格警備員又は警備指導教育責任者資格証取得者を必要人数配置するものとする。ただし、①又は②の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①又は②の者を1人以上、その他の警備員は、③の者も認める。

注1：交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員とは、香川県警備業協会が行う講習を修了した者又は交通誘導に関し警備業法に基づく教育を受けた者をいう。

- (3) 業務実施に必要な鍵を預託された場合、自らの責任において厳重に取扱い保管すること。
- (4) 事故発生の際は、速やかに発注者と関係先に連絡・報告を行い、現場措置を講ずること。
- (5) 警備員の制服、携帯電話、懐中電灯、ヘルメット、トランシーバー、パソコン、プリンター、カメラ等の備品、消耗品に関する費用は受注者の負担とすること。
- (6) 警備員は、受注者が雇用する社員であって、雇用期間の定めのないもの又は雇用契約期間に本業務委託契約期間のすべてを含むものであること。
- (7) 警備員の労務管理に関する費用一切は、受注者の負担とすること。
- (8) 運搬費等は、警備員や必要となる備品等の運搬に要する費用であり、駐車場料金等の必要となる費用を全て含むものとする。

5 警備員の配置

受注者が行う警備業務については、別紙の警備員配置図のプロムナード空間を車両通行止めとした際の円滑な交通誘導であり、別紙の警備員配置図を参考に発注者と協議の上、警備員の配置計画を作成するものとする。

配置日時時の予定は、令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）までの土日・休日とする。ここでいう休日とは、香川県公安委員会が決定した交通規制上の休日のことであり、下記に示すとおりとする。

【土日・休日】

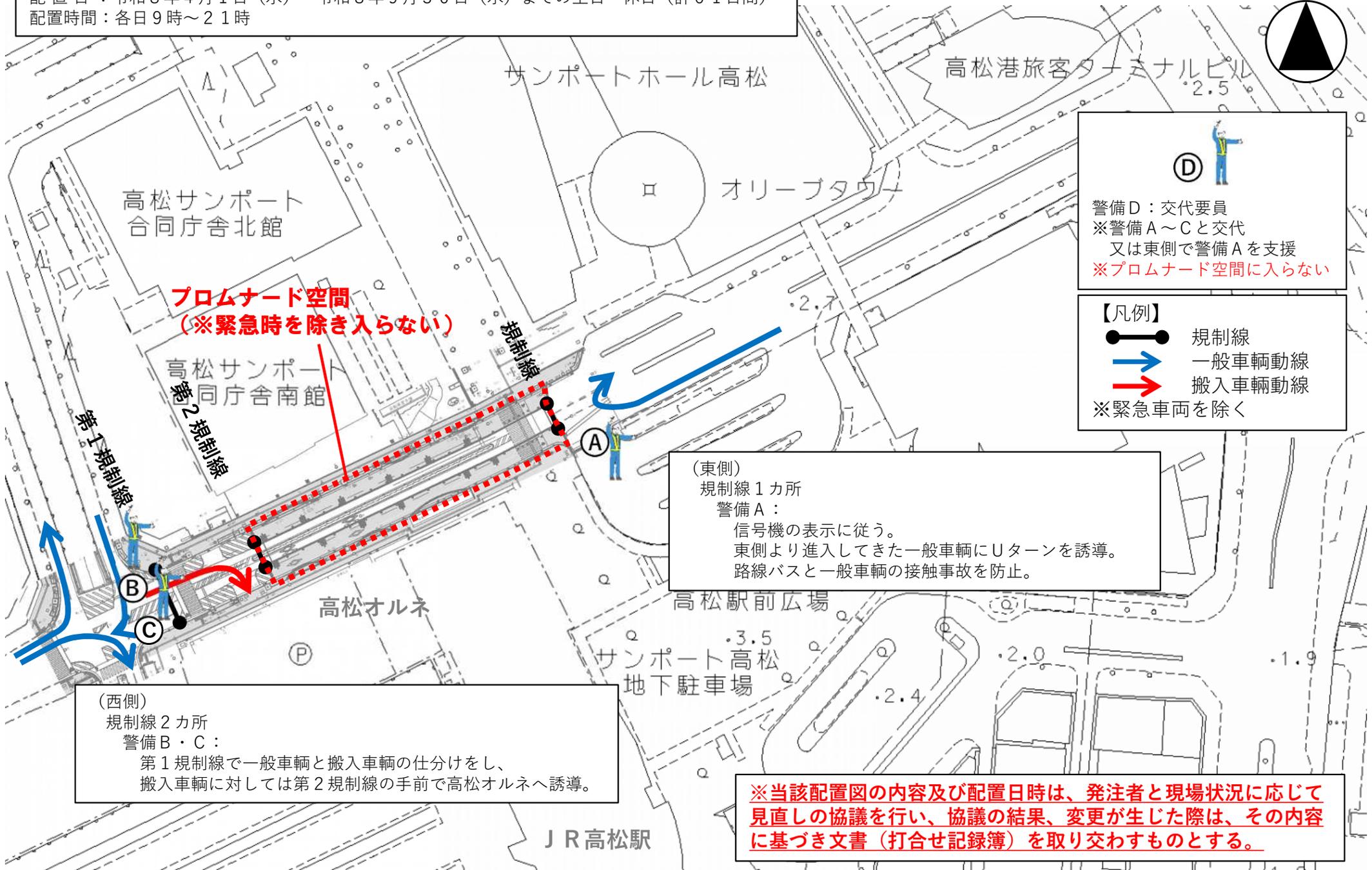
令和8年：4月4日（土）、4月5日（日）、4月11日（土）、4月12日（日）、
4月18日（土）、4月19日（日）、4月25日（土）、4月26日（日）、
4月29日（水・祝）、5月2日（土）、5月3日（日）、5月4日（月・祝）、
5月5日（火・祝）、5月6日（水・振替休日）、5月9日（土）、5月10日（日）、
5月16日（土）、5月17日（日）、5月23日（土）、5月24日（日）、5月30
日（土）、5月31日（日）、6月6日（土）、6月7日（日）、6月13日（土）、
6月14日（日）、6月20日（土）、6月21日（日）、6月27日（土）、
6月28日（日）、7月4日（土）、7月5日（日）、7月11日（土）、
7月12日（日）、7月18日（土）、7月19日（日）、7月20日（月・祝）、
7月25日（土）、7月26日（日）、8月1日（土）、8月2日（日）、
8月8日（土）、8月9日（日）、8月11日（火・祝）、8月15日（土）、
8月16日（日）、8月22日（土）、8月23日（日）、8月29日（土）、
8月30日（日）、9月5日（土）、9月6日（日）、9月12日（土）、
9月13日（日）、9月19日（土）、9月20日（日）、9月21日（月・祝）、
9月22日（火・祝）、9月23日（水・祝）、9月26日（土）、9月27日（日）
（計61日間）

配置時間は、各日9時から21時とする。

なお、上記配置日時ならびに別紙の警備員配置図の内容については、発注者と現場状況に
応じて見直しの協議を行い、協議の結果、変更が生じた際は、その内容に基づき文書（打合
せ記録簿）を取り交わすものとする。

警備員配置図

配置日：令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水）までの土日・休日（計61日間）
配置時間：各日9時～21時



④
警備D：交代要員
※警備A～Cと交代
又は東側で警備Aを支援
※プロムナード空間に入らない

【凡例】
●—● 規制線
➡ 一般車両動線
➡ 搬入車両動線
※緊急車両を除く

(東側)
規制線1カ所
警備A：
信号機の表示に従う。
東側より進入してきた一般車両にUターンを誘導。
路線バスと一般車両の接触事故を防止。

(西側)
規制線2カ所
警備B・C：
第1規制線で一般車両と搬入車両の仕分けをし、
搬入車両に対しては第2規制線の手前で高松オルネへ誘導。

※当該配置図の内容及び配置日時は、発注者と現場状況に応じて見直しの協議を行い、協議の結果、変更が生じた際は、その内容に基づき文書（打合せ記録簿）を取り交わすものとする。

規制イメージ

(看板の設置)

- ・ 車両通行止め時に、東西の規制線に、移動式の看板（2基×2箇所）を設置する。
- ・ 看板は人力で移動できるものであり、通常は周辺敷地に保管している。
- ・ 緊急車両通行時は、支障のないよう移動する。

